

# 北名古屋市高齢者運転免許証自主返納支援事業

高齢者の方の運転免許証自主返納を支援します。

車やバイクの運転に不安を感じており、運転免許証を返したいとお考えの方はぜひご利用ください。



## 支援者の対象

有効期限内の運転免許証を自主返納※した北名古屋市住民基本台帳に記録されている満65歳以上の方（※失効（期限切れ）ではありませんのでご注意ください。）

## 支援内容

※ただし、支援は1人1回限りです。

- 1 交通安全啓発物品の贈呈
- 2 きたバス回数乗車券1冊（11枚綴り）の贈呈（有効期限はありません）

## 必要なもの

- ・申請による運転免許の取消通知書（返納時に警察署で交付されたもの）  
または運転経歴証明書
- ・失効した運転免許証（返納時に警察署で穴をあけられたもの）
- ・運転免許証やマイナンバーカードなどの身分確認がとれるもの（代理申請の場合）

## 手続き方法

- 1 西枇杷島警察署 交通課で運転免許の自主返納の手続きをしてください。  
【受付時間】月曜日～金曜日の午前9時～午前11時、午後1時～午後3時  
※祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、受付を行いません。  
【注意事項】①返納手続きは、有効期限内の運転免許証を持参し、必ず本人が警察署へ  
出向いてください。家族や第三者による申請はできません。  
②返納手続きには、1時間程度かかります。  
③西枇杷島警察署で免許証の自主返納手続きが完了した時点で、その免許  
証は無効となり、その後に運転すると無免許運転となりますので、警察  
署、市役所までは公共交通機関等を使ってお越しください。



- 2 市役所まちづくり推進課（西庁舎）で支援の申請をしてください。  
【受付時間】月曜日～金曜日の午前9時～午後5時  
※祝日、振替休日及び年末年始（12月29日～1月3日）は、受付を行いません。

**申請は、自主返納してから3箇月以内に行ってください。**

●お問合せ先

高齢者運転免許証自主返納支援事業について

北名古屋市役所 西庁舎 まちづくり推進課（（0568）22-1111（代表））

運転免許証自主返納手続き方法について

西枇杷島警察署 交通課（（052）501-0110（代表））